

# あんしんカメラサービス利用約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

- 1 株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「当社」といいます。）が提供する「あんしんカメラサービス」（以下「本サービス」といいます。）を利用するお客様（以下「契約者」といいます。）には、以下の利用約款（以下「本約款」といいます。）に従って、本サービスを提供します。予め本約款に同意されない場合、本サービスをお申込みいただくことはできません。
- 2 本約款の他、当社が定める各種の約款・約款、当社がその都度別途ご案内する注意事項、追加規定等（以下併せて「個別約款」といいます。）も、名目のいかんにかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。本約款と個別約款が異なる場合には、個別約款の定めが優先されるものとします。
- 3 本サービスを利用する際、使用する機種に応じて当社が別途指定するスマートフォン等に専用アプリケーション（以下「専用アプリ」といいます。）をインストールすることが必要です。利用者は、専用アプリが定める利用条件およびプライバシーポリシーへの同意のうえ、利用するものとします。

### 第2条 (約款の変更等)

- 1 当社は、この約款を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は、改定後の約款を適用するものとします。
- 2 当社が別に定めることとしている事項については、隨時変更することがあります。
- 3 当社は、約款変更その他当社の申し出により変更を行う場合、契約者に対し、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示など当社が適当と判断する内容により通知または周知します。

## 第2章 契約

### 第3条 (契約の単位)

本サービス利用契約は、設置するカメラ台数1台につき1契約とします。

### 第4条 (契約申込みの方法)

- 1 契約の申込みをするときは、その申込みをする者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することとします。
- 2 前項の申込みは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社に提出する方法によって行うものとします。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合および当社が特に認める場合はこの限りではありません。

### 第5条 (申込みの承諾)

- 1 当社は、所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。当社は、契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順に従って承諾するか否かを判断します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することができます。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、当サービスの取り扱い上余裕のないときは、その諾否を延期することができます。
- 3 当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込みを承諾しない場合があります。
  - (1) ネットワークカメラ（以下「カメラ」といいます。）の設置、および本サービスの提供が技術的な理由等により困難な場合
  - (2) 契約の申込みをした者が本サービスの料金その他の債務（本約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (3) 加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備（書面等での名義、捺印等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合
  - (4) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
  - (5) 当社の業務遂行上支障がある場合
  - (6) その他当社が不適当と判断した場合

### 第6条 (契約の成立)

- 1 当社は、本サービスの工事が完了した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。
- 2 当社は、本サービスの運営業務の全部または一部を当社が指定する業務委託先に委託することができます。

### 第7条 (申込みのキャンセル等)

- 1 新たに本サービスの利用を開始した契約者は、本サービス提供開始日から起算して8日を経過するまでの間、文書により利用契約および販売契約の申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
- 2 第1項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 3 第1項の規定に基づき、契約者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、契約者はカメラ等を直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。
- 4 前項の規定により当該機器等の当社への返却がなされない場合、契約者はカメラ等の代金の支払の責任を負うものとします。
- 5 第1項の規定による申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った料金等の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

### 第8条 (設置場所の移転)

- 1 契約者は、契約者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、カメラの移転を請求できます。
- 2 カメラの移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更または制限がある場合があります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第5条（申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の変更に必要な工事は、第27条（施設の提供・移転・撤去、設置および費用負担等）に基づき当社または当社が指定した者が行います。
- 5 第1項の変更に必要な工事にかかる費用については、第16条（料金の適用）の規定に準じて取り扱います。

### 第9条 (契約者情報などの変更)

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出るものとします。

### 第10条 (契約者が行う解約)

- 1 契約者は契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により通知していただきます。
- 2 契約者は解約の場合、第17条（利用料等の支払義務）の規定による月額利用料金を含むすべての料金（解約月の月額利用料金も含む）を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。

3 解約の場合、当社はサービスの提供を停止、機器等を撤去します。解約にあたり解約手数料3,000円をご負担いただきます。契約者は、撤去費用実費は発生しません。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

4 契約者は本条に定める解約、および第11条(停止および解除)に定める解除の場合、本機器を回収させていただきます。回収にあたり契約者が用意した記録媒体以外の専用機器に録画された映像は削除いたします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金(以下、「機器損害金」といいます。)を請求します。

#### 第11条 (停止および解除)

1 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知催告等何らの手続きを要することなく、本サービスの提供を停止し、本件契約を解除した場合は契約者の資格を取り消すことができるものとします。なお、解約の場合は第11条(契約者が行う解約)の規定に準じて取り扱います。

(1) 利用申込にかかる申告内容その他当社に提供された契約者の情報に虚偽もしくは不備またはそれらのおそれが判明した場合

(2) 利用者が、本約款の定めに違反し、または違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合

(3) 利用者が、当社の提供する本サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合

(4) 利用料金の請求に必要な手続きとして別途当社が指定する手続きの完了が見込めないと当社において判断した場合

(5) 利用者が反社会的勢力であることが判明した場合

(6) 契約者の所在が不明になりまたは当社所定の方法による契約者に対する連絡が困難となった場合

(7) その他、契約者として不適切と当社において判断した場合

2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その契約を解除することができます。

3 当社は、当社または契約者の責めに帰すべき事由により、サービス提供にかかる当社または提携事業者の施設の変更を余儀なくされかつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、本契約を解除することができます。この場合には、当社は、そのことを事前に本契約者に通知するものとします。

#### 第12条 (譲渡の禁止)

契約者が契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。

### 第3章 サービス

#### 第13条 (本サービスの内容)

1 当社は、契約者に対し、以下のサービスを提供します。

(1) 当社が所有するカメラ等を貸し出すサービス

2 第1項 第1号のサービスでは、1つの本サービス利用契約ごとに、カメラを複数台で貸し出しを受けることができます。

3 本サービスの利用料は料金表に定めるところによります。

4 本サービスの利用者による行為は、契約者によるものとみなします。

5 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。当社は、本サービス内容の変更または廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条 (サービスの変更)

1 契約者は、当社が提供する本サービスの変更を申込むことができます。

2 本サービスの変更の場合には、第6条(契約の成立)の規定に準じて取り扱います。

3 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費等の支払を要します。

4 当社は、契約者の支払遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

5 本サービスの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。月の途中での変更の場合には、当社は、変更日を基準として、翌月分よりサービス利用の料金を変更します。

#### 第15条 (利用の一時中断等)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者および利用者の同意を得ることなく、本サービスの全部または一部の利用を一時中断または一時停止することができます。

(1) 本サービスを提供するために使用するネットワークまたは設備を工事または保守する必要がある場合

(2) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社の責に帰すことができない事由に起因して本サービスの提供が不能または困難になった場合

(3) 運用上または技術上、本サービスの提供が不能または困難になった場合

(4) 本サービスを提供するための通信の輻輳または回線の障害等が生じた場合

### 第4章 料金等

#### 第16条 (料金の適用)

1 当社が提供する本サービスの料金は、加入金、利用料、および工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

#### 第17条 (利用料等の支払義務)

1 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日の属する月までの期間(期間は月単位とし、提供を開始した日と解除があった日が同一の月に属する場合は1ヶ月間とします。)について、料金表に定める利用料に消費税等相当額を加算した額(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支払いを要します。ただし、予め契約期間を定めた契約の場合は当社が別に定めるところによります。

2 当社は、本約款で別段の定めがある場合を除き、受領した月額利用料の返還は行いません。

## 第18条 (工事に関する費用の支払義務)

- 1 契約者は、本約款に基づき本サービスを提供するために必要な工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、別に定める工事費等の支払を要します。ただし、工事の着手前または請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
- 2 設置場所の状況により、標準取付工事以外の追加作業が必要な場合があります。追加作業にかかる工事費は別途申し受けいたします。
- 3 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

## 第19条 (その他の費用負担)

- 1 契約者は、当社がインターネット接続環境の提供を含んだサービスコースやカメラに記録媒体が内蔵されたものを除き、本サービスの利用のため、インターネット接続環境および記録媒体・スマートフォン等を用意するものとします。その場合、本サービス利用にかかる通信費用およびその他の費用は契約者が負担するものとします。
- 2 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するものとします。なお、前項の環境を満たさない場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第20条 (端末機器に関する費用の支払義務)

契約者は、故意または過失により当社から貸与しているカメラを故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第11条（契約者が行う解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

## 第21条 (料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が契約に基づき支払う料金のうち、利用料等は当社が別に定める方法により計算します。
- 2 当社は、暦月の初日以外の日にサービスの変更により利用料の額が増加又は減少したときは、サービスの変更のあった翌日を基準として、翌月分より利用料の変更を適用します。
- 3 当社は、月途中にて契約が解除された場合でも、当該月の利用料等は日割り計算による精算はしないものとします。

## 第22条 (割増金)

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

## 第23条 (延滞処理)

契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日に支払がない場合で、翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、別に定める延滞手数料を加算して当社に支払うものとします。

## 第24条 (債権譲渡)

契約者は、当社が第三者に対して、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾するものとします。

## 第25条 (端数処理)

料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。

## 第5章 設備

### 第26条 (設備の提供・移転・撤去、設置および費用負担等)

当社が本約款に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社または当社の指定する者が行うものとし、契約者は、設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとします。

## 第27条 (設置場所の変更)

- 1 契約者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとします。
  - (1) 変更先が同一敷地内の場合
  - (2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
- 2 契約者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
- 3 契約者は、第26条（設備の提供・移転・撤去、設置および費用負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要するすべての費用を負担するものとします。

## 第28条 (設備の設置場所の無償使用等)

- 1 契約者は、当社または当社の指定する業者が当社設備の設置、検査、修理等を行うため、契約者の所有または占用する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。
- 2 契約者は、設備の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、設備の設置等に関し、苦情等が生じたときには、契約者は責任をもって解決するものとします。
- 3 当社が契約者に対し当社が設置した当社の設備の運用にかかる電気等の使用料金は契約者が負担するものとします。

## 第29条 (機器等の貸与)

- 1 当社は、契約者に第13条（本サービスの内容）の規定に準じた台数のカメラを貸与します。
- 2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
- 3 契約者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第11条（契約者が行う解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
- 4 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
- 5 当社が本約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気等は契約者から提供いただきます。

## 第30条 (故障に伴う費用負担)

- 1 当社は、契約者から本サービスに異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の

原因が契約者による場合は、契約者は、その修復に要する費用(修復を伴わない場合は派遣に要した費用)の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

2 契約者は、契約者の故意または過失により屋外カメラに故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

### 第31条 (当社・契約者の維持責任)

1 当社の維持管理責任の範囲は、当社設備とします。なお、契約者は当社設備の維持管理の必要上、当社のサービスの全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。

2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者設備とします。

### 第32条 (調査・保安に対する契約者の協力)

契約者は当社の工事および維持管理に協力するものとします。

### 第33条 (付属品および映像データの管理責任)

1 本サービスによりカメラに内蔵される記録媒体および契約者が用意した媒体に録画された映像の所有権は契約者に帰属するものとし、契約者は、本サービスにより録画された映像の管理について責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、契約者は契約者の判断でこれに對処するものとします。

2 本サービスにより録画される映像は、永年に蓄積されるものではなく、記録媒体の容量に応じて、順次上書きしていくものであることを契約者は予め承諾するものとします。

## 第6章 損害賠償

### 第34条 (責任の制限)

本サービスの利用にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、本サービスの1ヶ月分の月額利用料金を上限として当該損害を補償するものとします。

### 第35条 (免責事項)

1 契約者は、本サービスを専ら自らの責任において利用するものとします。当社は、利用者による本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害および損失（契約者のスマートフォン等内に保存されている位置情報や個人情報の漏洩、スマートフォン等の故障やデータの消失、他の契約者による権利侵害等を含みますが、これらに限りません。）について、一切責任を負わないものとし、契約者自らの責任において処理することとします。当社は以下のいずれに該当する支障に関してもその責を負わないものとします。

- (1) 当社の設備以外の設備等に関連して発生した支障
- (2) 設備等の維持管理のために通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障
- (3) 天災地変その他当社の支配を超える事由によって、契約者の設備または当社の設備が損壊、毀損したことによって発生した支障
- (4) 契約者の設備の経年劣化等により発生した支障

2 当社は以下のいずれに該当する場合にもその責を負わないものとします。

- (1) 契約者の責に帰すべき事由により本サービスが停止した場合
- (2) 契約者が本約款に違反することにより、当社が本サービスを停止した場合
- (3) 契約者の都合により、本サービスを一時停止した場合
- (4) 当社が設置するカメラ専用機材の故障等、当社の都合により、本サービスが停止した場合

3 当社は、契約者による本サービスの利用および録画映像の管理に起因して第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの内容および契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性のいかなる保証も行わないものとします。

5 当社は、以下の事項に関する、クレーム、主張、要求、責任、負担、損害および損失について、一切責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスを通じて取得したサービスの数量、性質、正確性、有用性、最新性、契約者の特定の目的に合致すること、契約者のスマートフォン等での利用の可否
- (2) 本サービスを通じてなされた取引または約束の履行可能性
- (3) 本サービスが契約者の目的または要求を満たしていること
- (4) 本サービスに中断、障害が生じないこと
- (5) 本サービスが契約者の期待する適切な時期に提供されること
- (6) 本サービスがエラーのないものであること

## 第7章 雜則

### 第36条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときまたは料金その他債務の支払を現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります

### 第37条 (禁止事項)

利用者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
- (2) 本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
- (3) 本サービスを、ストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること
- (4) 本サービスを、利用者が利用権限を有しない端末を正当な理由無く利用・管理するために用いること
- (5) 本サービスを第三者に再許諾すること
- (6) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること
- (7) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
- (8) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (9) ID 等を不正に使用または使用させること
- (10) 虚偽または誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等または登録する行為
- (11) 他人（他の契約者を含み、以下同様とします。）の名前その他の情報を不正利用する行為
- (12) 当社または他人の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
- (13) 当社または他人の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
- (14) 本サービスの運営・提供もしくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
- (15) 本サービスを商業目的で使用する行為（ただし、当社が別に定めるものを除きます。）

- (16) 法令または公序良俗に違反する行為
- (17) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為
- (18) その他、当社が不適当と判断した内容または行為

#### 第38条 (違反行為への対応)

- 1 当社は、利用者の行為が前条のいずれかに該当する、もしくは本約款に定める他の規定に違反すると当社が判断した場合は、利用者への事前の通知なしに、利用者の情報の一部もしくは全部の削除を行い、本サービスの利用の中止もしくは強制的な解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。
- 2 前項の規定に基づき、当社が講じた当該措置に起因して損害が発生した場合にも結果について、当社は一切責任を負わず、契約者は当社を免責するものとします。
- 3 前二項の規定は、当社が当該処置を講じることにより当社または第三者に損害が発生した場合における、利用者の責任を契約者の行為により発生した結果を免責するものではありません。本条項に利用者が反したことにより第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、利用者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

#### 第39条 (譲渡の禁止)

契約者は、契約に基づいて本サービスを受ける権利は譲渡することはできません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。

#### 第40条 (契約者の地位の承継)

相続または法人合併その他の理由により、契約者の地位の承継が生じた場合は、当社所定の書類を提出するものとします。

#### 第41条 (通知等)

当社が契約者に対して通知を行う場合、通知内容の電子メールもしくは書面による契約者への送信または当社のホームページへの掲載など、当社が適当と判断する方法により行います。

#### 第42条 (個人情報の取り扱い)

- 1 当社は、本サービスの提供にあたり取得する利用者に関する個人情報（デバイス情報やCookieによる取得等を含みます。）について、当社が公表するプライバシーポリシー（以下「当社プライバシーポリシー」といいます。）に基づき適切に取り扱います。
- 2 当社プライバシーポリシーは、以下に記載するWebサイト上で確認することができます。  
【プライバシーポリシー】<https://www.wainet.co.jp/privacypolicy/>

#### 第43条 (分離可能性)

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

#### 第44条 (譲渡禁止)

利用者は、本約款等に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

#### 第45条 (定めなき事項)

本約款に定めてない事項、又は疑義が生じた場合は、当社および契約者並びに利用者はお互いに信義誠実の原則にたって円満に解決にあたるものとします。

#### 第46条 (合意管轄)

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、延岡簡易裁判所、又は宮崎地方裁判所延岡支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第47条 (準拠法)

契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 附則

当社は特に必要がある場合は、本約款に特約を付すことができるものとします。

#### (施行期日)

本約款は、2025年12月1日より施行します。

## あんしんカメラサービス 料金表（税込）

### ■ 加入金

11,000円

### ■ 利用料（月額利用料金）

サービスコース	通常価格	セット価格※1
防犯カメラ	2,530円	1,430円
見守りカメラ	1,430円	330円

※1 当社のインターネットサービスを利用している場合、セット価格を適用します。

※2 本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日の属する月までの期間（期間は月単位とし、提供を開始した日と解除があった日が同一の月に属する場合は1ヶ月間とします。）

### ■ 工事費（標準設置工事料金）

サービスコース	標準設置工事料金
防犯カメラ	11,000円
見守りカメラ	5,500円

### ■ 機器損害金

サービスコース	機器損害金
防犯カメラ【Tapo C660 KIT】	24,000円
見守りカメラ【Tapo C230】	7,000円

本サービスでは、以下のサポートがご利用いただけます。

月額利用料に含まれるサポート範囲と有償サポートとなる範囲、及びその他ご了承いただく事項は、以下のとおりとなります。

#### 【本サービス月額利用料に含まれる対応内容】

- ★ あんしんカメラの貸与
- ★ 当社サポートセンターの電話サポート
- ★ 貸与期間中のあんしんカメラ故障による出張交換作業で機器故障の原因がお客様の責によらないもの

#### 【有償となる対応内容】

- ★ 初回設置訪問時以外の防犯カメラ設置・初期設定費用（11,000円）
- ★ 初回設置訪問時の防犯カメラ追加設置・初期設定費用（11,000円）
- ★ 初回設置訪問時以外の防犯カメラ設置・初期設定費用（5,500円）
- ★ 初回設置訪問時の防犯カメラ追加設置・初期設定費用（5,500円）
- ★ 機器故障以外の出張費用
- ★ 設置工事に係る特殊工事費用等

#### 【免責とさせていただく内容】

- ★ 無線LAN(Wi-Fi)の性格上、ご利用される建物の材質、構造、電磁波（電子レンジ等）の影響によりあんしんカメラの通信が不安定になる場合があります。また、何らかの不具合により通信ができなかった場合の損害について、当社は一切の責任を負いません。

※表記の税込価格は消費税率10%の価格です。

消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は変更後の税込価格で精算させていただきます。